
広陵中央体育館及び広陵健民運動場における

ネーミングライツ事業導入に伴う

サウンディング型市場調査実施要領

広陵町 企画総務部 総合政策課

1 調査の名称

広陵中央体育館及び広陵健民運動場におけるネーミングライツ事業導入に伴うサウンディング型市場調査

2 調査の背景

当町では、全ての公共施設の管理の基本となる、広陵町公共施設等総合管理計画（参考資料1）を平成28年3月に策定（令和5年3月改定）し、人口動態や今後の財政状況等を踏まえ、総合的かつ長期的な視点から公共施設が抱える諸問題への対応について定めており、その中で、公共施設の持続的な管理を行う財源確保の取り組みとして、公共施設のネーミングライツ事業（以下「NR事業」という。）導入を検討することを明記しています。

このことから、公共施設へのNR事業の導入を本格的に進めていくため民間事業者の皆さまとサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

3 調査の目的

今回NR事業を導入したいと考えている、広陵中央体育館及び広陵健民運動場（以下「中央体育館等」という。）については、県内の他自治体の事例でもNR事業が導入されており、当町においても導入可能性は高いと考えております。

しかしながら、当町では、NR事業導入の実績がないことから、公募を行う前に、民間事業者の皆さまから、NR事業の参入意向等についてご意見をお伺いしたいと考えており、行政と民間事業者の双方がより高い効果を得られる事業にするため、広く意見・提案を求めるサウンディングを実施するものです。

本サウンディング結果を踏まえ、NR事業公募に際しての諸条件を決定します。

4 ネーミングライツ（命名権）の概要・考え方

01. 定義	NR事業は、当町と民間事業者等との契約により、町の所有する施設又は施設の一部に愛称を命名する権利を取得する制度です。町は、これにより、命名権を取得したNR事業パートナー（民間事業者等）から、ネーミングライツ料を得ることとします。
02. 目的	NR事業とは、当町の公共施設の適正な維持管理等を行うための新たな財源確保の手段であるとともに、民間事業者等の広報活動の機会を拡大し、地域経済の活性化や、施設の利用者の増加につなげることを目的とします。
03. 効果	【NR事業パートナー】 <ul style="list-style-type: none">・認知度向上やPR効果、事業活動の促進・CSR（地域・社会貢献）評価の向上 【町】 <ul style="list-style-type: none">・財源確保により施設管理機能が向上・施設の魅力向上・イメージアップ・民間ノウハウの活用による施策や施設の魅力向上

04. 対象	今回予定している体育施設等以外の施設については、スポーツ・文化施設、道路、公園等の不特定の方が利用する施設を予定しています。 ※不特定の利用であっても、役場、さわやかホール、学校等は利用者の混乱を招く可能性があるため、対象外とします。
05. 契約期間	原則 3 年から 5 年までとし、公共施設の特性や管理・運営形態等に応じて決定することとします。また、指定管理者制度導入施設については、原則、指定期間を考慮した期間の設定とします。
06. NR 料	対象となる公共施設の維持管理費、メディアに取り上げられる頻度、知名度、利用者数、他自治体における類似事例等を参考に、広告媒体としての価値を総合的に検討し、NR 料を設定することとします。
07. 愛称	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設に愛称を付与するものであり、【一般的な呼称】として用いられる名称で、当町の条例で定める正式な施設名を変更するものではありません。 NR 事業の権利を他者に譲渡・貸与することはできません。 愛称は、町民や利用者が親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいものにする必要があります。 提案のあった愛称は、審査委員会を開催して審査します。
08. 愛称の表示	<ul style="list-style-type: none"> 使用期間：契約開始日から満了日までとします。 既設案内板等の付け替えや修正に要する経費：原則、NR 事業パートナーが負担することとします。 愛称の表示につきましては、広陵町有料広告掲載取扱要綱（参考資料 2）第 3 条に基づくこととします。

5 対象施設の概要

施設名	施設概要
広陵中央体育館	所在地：広陵町大字笠 350 番地 1 延床面積：3,127.00 m ² ※別紙資料 1：（外観・位置図・利用状況）
広陵健民運動場	所在地：広陵町大字古寺 163 番地 1 敷地面積：11,427.00 m ² ※別紙資料 2：（外観・位置図・利用状況）

6 スケジュール

- 実施要領の公表 令和 6 年 7 月 8 日（月）
- 施設見学実施期間（希望者のみ） 令和 6 年 7 月 9 日（火）から令和 6 年 7 月 19 日（金）まで
※施設見学時間は、月曜日を除く 9 時 30 分から 16 時 00 分までの間とします。
※見学を希望される場合は、10 問い合わせ先（施設等に関する問い合わせ先）までご連絡ください。
※施設見学について、当町の都合により日程調整が困難な場合は別日程・期間にて実施する可能性があります。

- ・サウンディング参加申込み期限 令和6年7月26日（金）
- ・サウンディングの実施（予定） 令和6年8月5日（月）・8日（木）・9日（金）
※Web会議での実施も検討しています。
- ※応募者多数の場合などは別日での調整も検討します。
- ・実施結果の公表 令和6年9月下旬予定

7 サウンディングの内容

(1) サウンディングの項目

本調査は、事業者の皆さまとの直接対話により実施します。以下の項目について、事業者皆さまのご意見をお聞かせください。全ての項目にお答えいただかなくても構いませんので、可能な範囲でお答えください。

- ア 中央体育館等のNR事業の市場性について
- イ NR料の水準について
- ウ 施設の魅力向上や地域貢献・施設活性化につながる事業について
- エ 応募しやすい募集条件のアイデアについて
- オ NR事業に併せて、町に希望する条件や要望について
- カ その他、NR事業を進めていくための課題や配慮する事項について

(2) サウンディングの対象

- ア 応募者は、当町にNR事業に関心がある法人、その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします（個人での応募はできません。）。
- イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う団体（以下「代表構成団体」という。）を1団体選定してください。また、グループを構成する全ての法人等を明らかにしてください。
- ウ グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることはできません。また、グループとは別に単独で申し込むこともできません。
- エ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続きを行うこととします。

(3) 応募者の制限

本実施要領公表の日からサウンディングの実施日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及びグループの構成員となることができません。

- ア 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ウ 募集の公告日において当町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に当町から指名停止処分を受けた者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者
- オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く）
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、相応しくない事由があると町長が認める者

8 サウンディングの実施

(1) サウンディングの申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、以下申込フォームにより必要事項を記入の上、送信してください。送信後、10 問い合わせ先（施設等に関する問い合わせ先）に受信確認をしてください。

ア 申込期限

公告の日から令和6年7月26日（金）まで

イ 申込フォーム

申込 URL : <https://logoform.jp/form/GQTm/635084>

申込 QR :



ウ サウンディングの実施

① 実施日

サウンディングの実施（予定） 令和6年8月5日（月）・8日（木）・9日（金）で
日程調整を行います。実施日が決定次第ご連絡します。

② 所要時間

1事業者につき1時間から1時間半程度（質疑応答を含む。）

③ 実施場所

日程が決定し次第、併せて連絡します。

④ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア等の保護のため個別に行います。また、
参加事業者の出席者は3名以内としてください。

(2) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

9 その他

(1) 参加事業者の取扱い

今回のサウンディングに不参加の場合でも、今後の事業者公募等に参加できます。

(2) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等にかかる全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(4) 行政側の参加者

今回のサウンディングについては、スポーツ振興課及び総合政策課（公共施設 FM 担当課）合同で実施させていただきます。

10 事務局（問い合わせ先）

質問等がある場合は、下記までお問い合わせください。

●サウンディング等に関する問い合わせ先

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町企画総務部総合政策課（担当：藤本・前田（内線1277・1258））

電話番号：0745-55-1001 Eメール：sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

●施設等に関する問い合わせ先

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠382番地1

広陵町教育委員会事務局教育振興部スポーツ振興課（担当：増田・伊藤（内線4019・4012））

電話番号：0745-55-1181 Eメール：shospoka@town.nara-koryo.lg.jp